

カフェクリエーター認定規程

(目 的)

第1条 カフェクリエーター認定規程（以下「認定規程」という。）は、料飲サービスにおける技術を向上させ、もって、関連産業の振興に寄与する為にその技能を審査し、カフェクリエーターの登録及び認定証に係る事項を定めることを目的とする。

(名 称)

第2条 この認定規程に基づいて登録する名称は、カフェクリエーターとする。

(認 定)

第3条 この認定規程についてカフェクリエーターとは、次の各項に該当する者に対し、公益社団法人全国調理職業訓練協会（以下「協会」という。）会長が認定した者とする。

- 2 協会の会員施設（以下「施設」という。）において、3級の規定教科（別に定める）を習得した者はカフェクリエーター3級とする。
- 3 カフェクリエーター3級の資格取得者及び会長が認定した者が、施設において実施する2級の規定教科（別に定める）を習得した者はカフェクリエーター2級とする。
- 4 カフェクリエーター2級の資格取得者及び会長が認定した者が、施設において実施する1級の規定教科（別に定める）を習得し、施設が実施する評価テストで合格と認めた者はカフェクリエーター1級とする。

(認定施設)

第4条 カフェクリエーターの認定施設は、協会の正会員施設及び関連する付属施設であつて、協会が指定した施設とする。

(認定証種類)

第5条 カフェクリエーター認定証は、1級、2級及び3級とする。

(認定申請)

第6条 カフェクリエーター認定申請は、施設の長が認めた者に対して行うものとする。

(審 査)

第7条 カフェクリエーターの審査は、資格認定委員会が第5条の申請に基づいて行うものとする。

(認定者登録台帳)

- 第8条 会長は、第6条による申請があつたときは、申請関係書類に基づき、認定者登録台帳に登録するものとする。
- 2 認定証登録番号には、申請地の都道府県番号を冠する。
 - 3 都道府県番号は別に定めるところによる。

(登録事項)

第9条 認定者登録台帳に登録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号及び登録年月日
- (2) 施設名及び交付年月日
- (3) 認定登録証の取消し、書換交付、再交付に関する事項

(認定証の交付)

第10条 会長は、第7条に基づき認定者登録台帳に登録したときは、申請した施設の長を経由して、申請者に対してカフェクリエーター認定証を交付するものとする。

(登録事項の訂正・書換及び認定証の再交付)

第11条 カフェクリエーターが登録事項に変更を生じたときは最初に申請した施設の長を経由して、訂正・書換の事実を証明する書類を添えて会長に申請するものとする。

2 会長は、登録事項の訂正・書換交付申請があったときは、認定者登録台帳にその理由及び年月日を登録し、書換認定証を交付するものとする。

3 会長は、認定証の再交付申請があったときは、認定者登録台帳にその理由及び年月日を登録し、認定証を再交付するものとする。

(登録及び申請料)

第12条 カフェクリエーターの認定登録にかかる費用は、別に定める。

(特例事項)

第13条 1年間（4月1日から翌年3月31日まで）で3級、2級及び1級の規定教科を実施する施設においての認定証は、カフェクリエーター1級を交付するので、協会会長にその年度の実施計画を提出することとする。

2 1年間（4月1日から翌年3月31日まで）で3級及び2級の規定教科を実施する施設においての認定証は、カフェクリエーター2級を交付するので、会長にその年度の実施計画を提出することとする。

3 カフェクリエーター規定教科については、別に定める。

4 調理士（師）養成施設において履修免除教科目は、別に定める。

(規程の改正)

第14条 この規程の改正については、理事会の決議を経て定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。